

板橋区商店街カラーブロック舗装実施要綱

(昭和63年9月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、商店街のカラーブロック舗装を進めるにあたって、対象商店街の選定及び指導等について一定の基準を設け、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象商店街の選定)

第2条 商店街は、カラーブロック舗装の希望がある場合は、区長の指定する期日までに、希望調書（別記第1号様式）を区長に提出する。

2 区長は、対象商店街を選定し、通知（別記第2号様式）するものとする。

(選定基準)

第3条 対象商店街の選定にあたっては、次の各号に定める基準に基づき、選定する。

- (1) 周辺の商業環境が著しく変化したため、商店街の施設整備が早急に必要であること。
- (2) 商店街のカラーブロック舗装が、地域社会の中心としての機能を高めること。
- (3) 道路の改築（改修）、又は占用等の工事が当分の間行われぬこと。
- (4) 装飾街路灯などの共同施設の設置計画が具体的であり、一体化された整備が行われること。
- (5) その他、区長が認める事項。

(指導及び助言)

第4条 区長は必要に応じ、下記の事項について、指導及び助言をすることができる。

- (1) 商店会の組織体制、運営及び活動について
- (2) まちづくり計画の策定について
- (3) コミュニティ活動の実施について
- (4) カラーブロック舗装と一体化した共同施設の整備について
- (5) その他の事項について

(指導及び助言事項の実施状況)

第5条 対象の指定を受けた商店街（以下「選定商店街」という。）は、指導及び助言事項についての実施状況を、カラーブロック舗装実施年度に区長に報告するものとする。

(誓約書)

第6条 選定商店街は、カラーブロック舗装に伴い、区と商店街の美化等に関する誓約書（別記第3号様式）を締結しなければならない。

(経費負担)

第7条 カラーブロック舗装の表層材料については、区仕様の単価を基準とし、それ以外の仕様については、選定商店街の負担とする。

(関係部課との調整)

第8条 カラーブロック舗装の予算化及び実施にあたっては、関係部課と連絡・調整を図りつつ、実施するものとする。

付 則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。